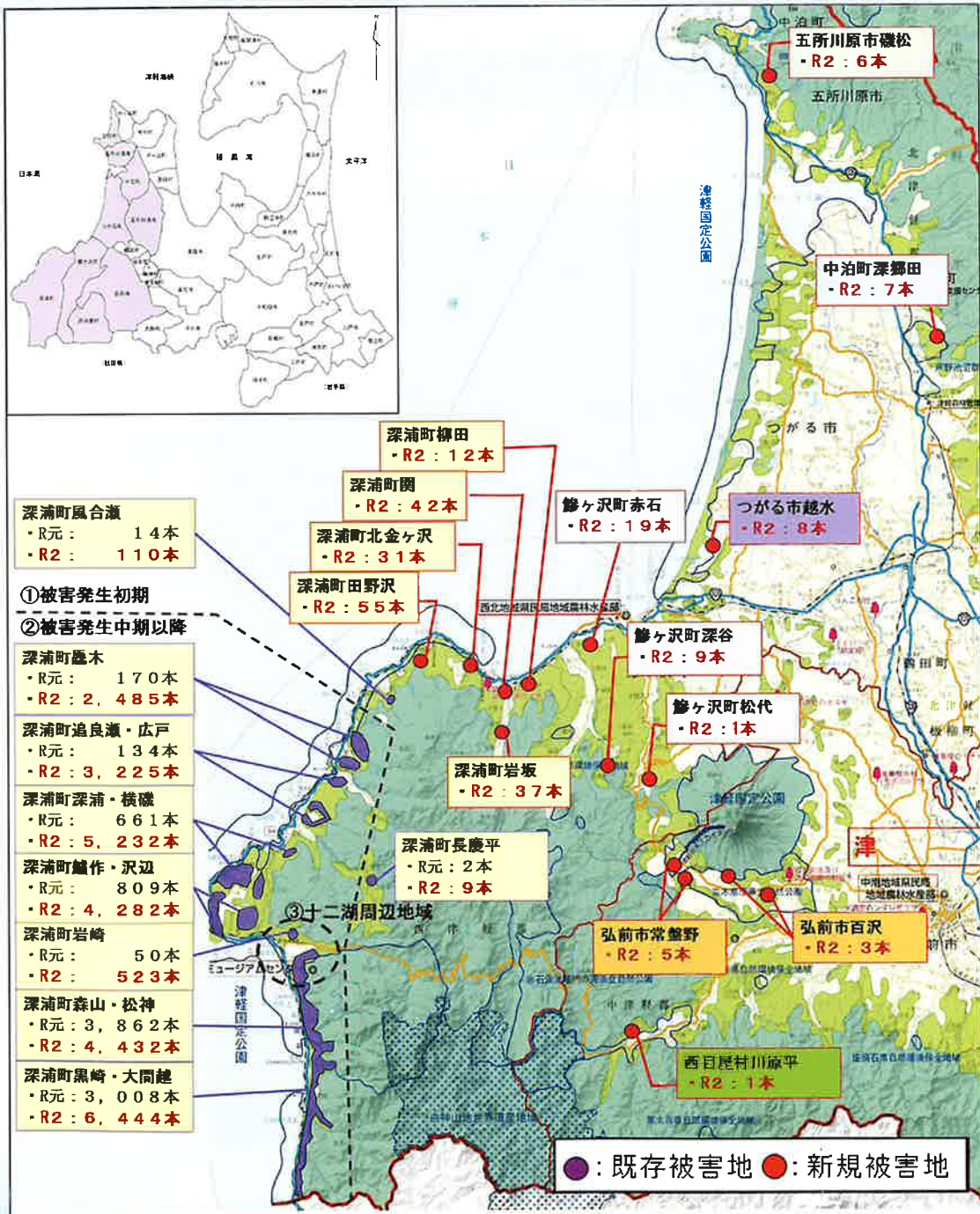


No **56**
2021.3

青森県森林病虫害等 防除センターだより

青森県内におけるナラ枯れ被害発生市町村及び地区別被害本数



資料提供：青森県林政課

青森県森林病虫害等防除センター

令和2年度 青森県松くい虫等被害対策協議会

令和3年1月27日、青森市において「令和2年度青森県松くい虫等被害対策協議会」が県林政課主催で開催されました。

1 松くい虫被害の発生状況と被害対策について

(1) 被害状況

青森県における松くい虫被害は、平成22年に蓬田村で初めて確認されました。

以降、深浦町大間越地区では平成23年度と平成25年度、深浦町広戸・追良瀬地区では平成27年度、深浦町風合瀬地区では平成28年度に被害が確認され、広戸・追良瀬地区では平成27年度以降、継続的に被害が確認されています。

(表1及び図1参照。)

表1 深浦町広戸・追良瀬地区における被害木の推移

【単位：本】

被害シーズン	民有林	国有林	合計
H27	68	0	68
H28	67	2	69
H29	29	1	30
H30	52	0	52
R1	56	0	56
R2*	(58)	(0)	(58)

※令和3年1月20日時点

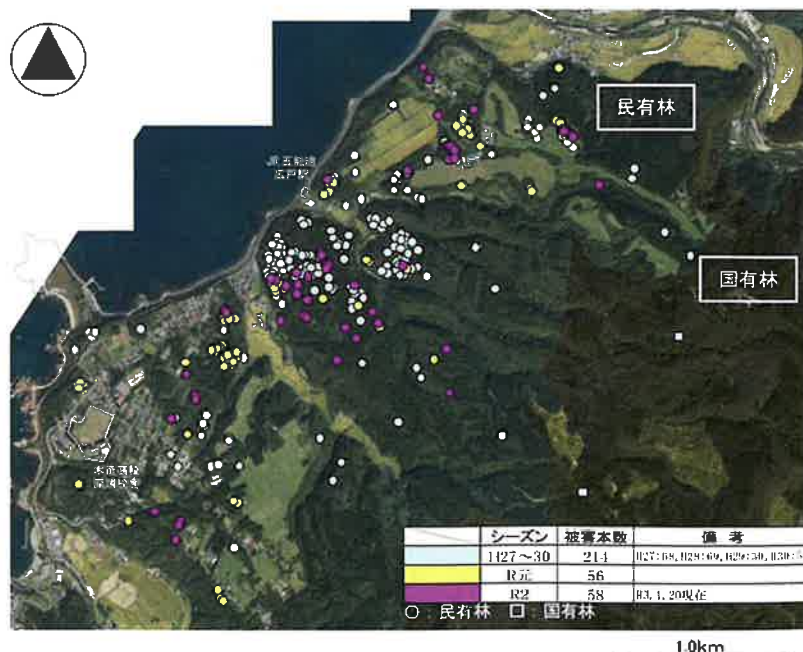


図1 深浦町広戸・追良瀬地区における被害木位置図

提供：青森県林政課

平成30年度には県南地域で初めてとなる被害が南部町小向地区で確認されており、以降継続的に被害が確認されています。(表2及び図2参照。)

表2 南部町小向地区における被害木の推移

【単位：本】

被害シーズン	民有林	国有林	合計
H30	6	0	6
R1	5	0	5
R2*	(1)	(0)	(1)

※令和3年1月20日時点

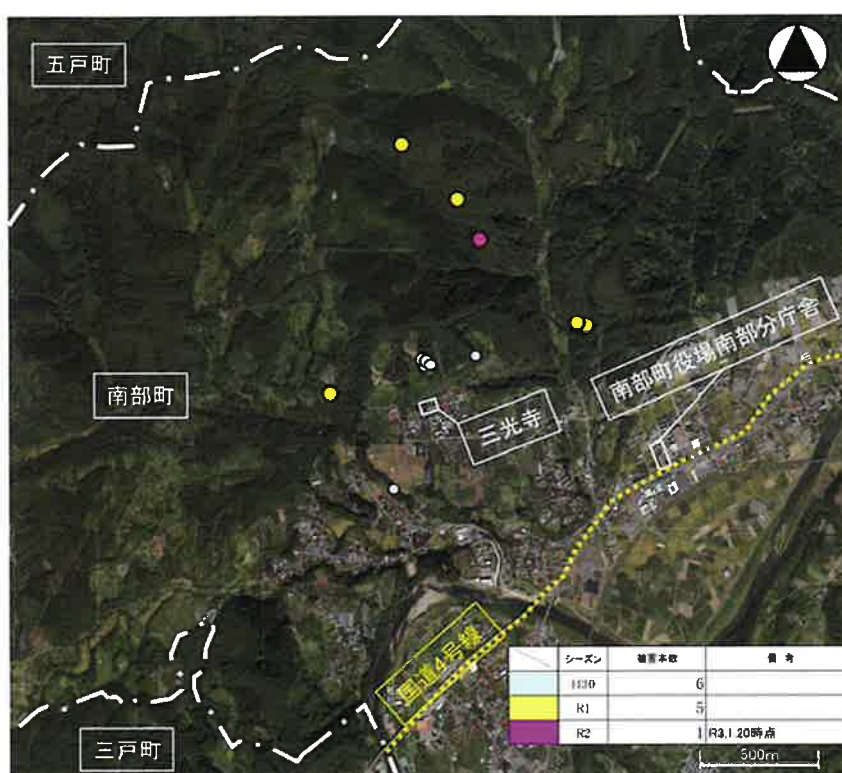


図2 南部町小向地区における被害木位置図

提供：青森県林政課

(2) 監視対策

監視対策は、職員による通年監視のほか、

- ・ 4月～11月にかけて森林巡視活動業務員を県内に配置し、地上目視によるマツの異常木を監視。
- ・ 県防災ヘリコプター、ドローン及びセスナ機による上空からの監視。
- ・ 被害木の半径100m範囲内のマツを対象としたヤニ打ち調査の実施。
- ・ 6月から10月にかけて県内92箇所にもマツノマダラカミキリの成虫を捕獲するための誘引器と幼虫を捕獲するための餌木の設置による、生育状況調査の実施。(調査結果は図3参照。)

を継続して行っています。

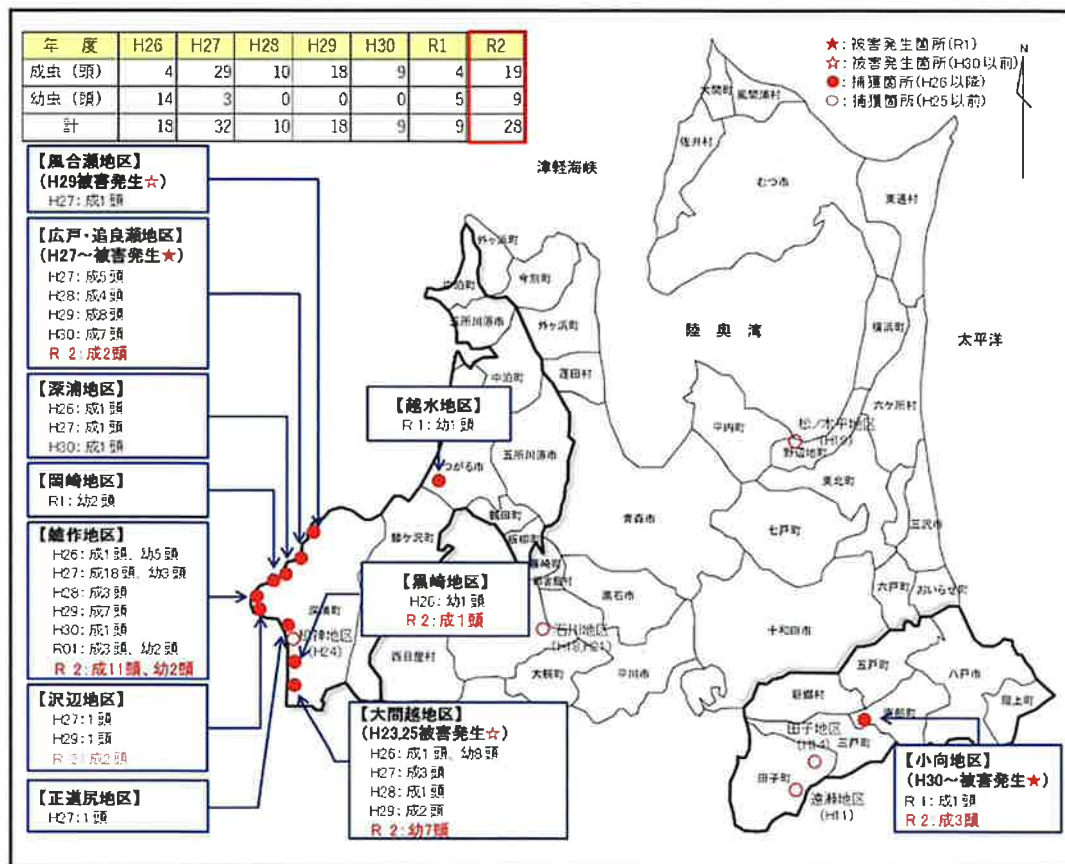


図3 マツノマダラカミキリ生息調査結果 (H26~R2)

提供: 青森県林政課

(3) 駆除対策

監視対策で確認された被害木及び被害木周辺の枯死木等は、令和3年度のマツノマダラカミキリ羽化脱出前までに全て伐倒・くん蒸処理を実施します。

(表3参照。)

表3 駆除実績

実施地区	実施時期	駆除数(本)
西北管内	春季	252本
	秋季	(240本)
	計	(492本)
三八管内	春季	429本
	秋季	(70本)
	計	(499本)

※秋季: 見込み値

提供: 青森県林政課

(4) その他の対策

予防的な対策として、松くい虫被害発生地域において所有者からの同意が得られた松林の一部を皆伐し、松くい虫被害の早期終息を図ります。

なお、伐採したマツ類については、バイオマス発電所等でチップ化・焼却を行います。(図4及び図5参照。)



図4 深浦町広戸・追良瀬地区における松林の皆伐位置図

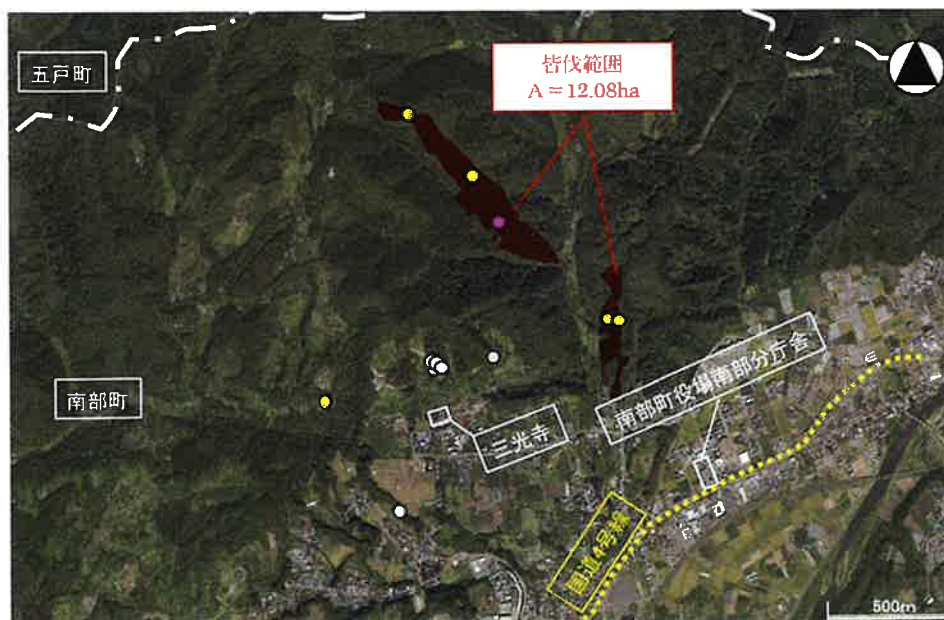


図5 南部町小向地区における松林の皆伐位置図

提供：青森県林政課

(5) 令和3年度における被害対策

深浦町の被害については、広戸・追良瀬地区に留まっており、被害の拡大は認められていません。南部町の被害についても小向地区内における単木的な被害に留まっているため、対策の効果が現れていると考えられる。

しかし、両地区とも被害が発生しているため、令和3年度も今年度と同様の対策を実施し、被害の早期発見及び適切な駆除を徹底して行きます。

(6) 青森県内国有林における松くい虫被害について

深浦町内においては、地上からの巡視のほか、ドローンを使用して松くい虫被害木調査及びヤニ打ち調査を行っています。令和2年度の調査では松くい虫被害木は確認されませんでした。

ヤニ打ち調査では、ヤニの流出に異常があったアカマツ2本を発見しましたが、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所（以下「森林総合研究所」という。）において分析を行った結果、マツノザイセンチュウは検出されませんでした。ヤニ打ち調査で発見した2本の異常木については、令和3年6月中旬までに伐倒くん蒸を実施予定です。

南部町においても、地上巡視及びドローンによる調査を行った結果、立枯れしているアカマツ1本を発見しました。そこで、近隣の6本を含むアカマツについてヤニ打ち調査を行ったところ、異常は確認されませんでした。

この立枯れしているアカマツについても森林総合研究所へ分析を依頼したところ、マツノザイセンチュウは検出されませんでした。

このアカマツについては、既に伐倒くん蒸処理済みです。

今後も、引き続き地上からの巡視、ドローンを使用した被害木調査を実施します。また、鑑定結果や被害状況に応じ、ヤニ打ち調査の実施を検討することとしています。

2 ナラ枯れ被害の発生状況と被害対策について

(1) 被害状況

青森県におけるナラ枯れ被害は、深浦町大間越地区で平成22年度に初めて確認され、一旦終息しましたが、平成28年度に同町で被害が再確認されて以降、年々拡大傾向にあります。

令和2年9月には、これまで被害が確認されていなかった、弘前市・西目屋村・五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町及び中泊町において新たに発見されたほか、深浦町内においても被害が著しく増加しました。(表4参照。)

駆除対策としては、新規被害発生市町村及び深浦町風合瀬以北、長慶平地区及び十二湖周辺については、くん蒸処理を実施する計画です。

おとり丸太法を今年度活用した結果を受け、おとり丸太の設置箇所を増やすことで予防対策を進めること。

また、被害発生中期以降の地域においては、被害が面的に広がっているため、単木的な処理は実施せず、おとり丸太法による誘引捕殺の実施を検討しています。

表4 青森県におけるナラ枯れ被害の推移 (単位:本)

被害年・シーズン	市町村	民有林	国有林	合計
H22.12	深浦町	2	0	2
H28		23	62	85
H29		354	1,677	2,031
H30		1,301	1,108	2,409
R1		8,710	5,469	14,179
R2	合計	(26,978)	(14,274)	(41,250)
	深浦町	(26,919)	(14,146)	(41,065)
	弘前市	(8)	(1)	(9)
	西目屋村	(1)	(13)	(14)
	五所川原市	(6)	(0)	(6)
	つがる市	(8)	(0)	(8)
	鱒ヶ沢町	(29)	(65)	(94)
	中泊町	(7)	(47)	(54)

※H28～R1 シーズン: シーズン確定値、R2 シーズン: 1/25 時点の被害本木数

提供: 青森県林政課

深浦町内の被害を地区別にみると、風合瀬地区及び長慶平地区を除く轟木地区ほか6地区において、被害密度が10本/haを超えており「被害発生中期以降」となっています。(表5参照。)

表5 深浦町の既存被害地におけるナラ枯れ被害の密度

地区名	被害本数(本)	被害密度(本/ha)	被害状況
風合瀬	(110)	(0.76)	被害発生初期
長慶平	(9)	(0.09)	被害発生初期
轟木	(2,485)	(15.59)	被害発生中期以降
広戸・追良瀬	(3,225)	(11.79)	被害発生中期以降
深浦・横磯	(5,232)	(14.76)	被害発生中期以降
鱸作・沢辺	(4,282)	(76.92)	被害発生中期以降
岩崎	(523)	(28.44)	被害発生中期以降
森山・松神	(4,432)		
黒崎・大間越	(6,444)		
合計	(26,742)		

提供: 青森県林政課

(2) 監視対策

監視対策は、地上からの目視調査や県防災ヘリコプターやデジタル航空写真撮影による上空探査等の被害調査を実施しているほか、6月から9月にかけて県内14箇所に誘引器を設置し、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）の生育調査を実施しました。

生育調査では、昨年度の約2.8倍となる1,224頭のカシナガが捕獲されました。

(3) 駆除対策

駆除対策としては、被害木は基本的に伐倒・くん蒸処理を行う方針ですが、急峻な箇所については立木くん蒸処理を行いました。また薬剤使用の同意が得られない場合は、ビニール被覆処理を実施しました。

また、前号でも紹介しましたが今年度はおとり丸太法によるカシナガの誘引捕殺を新たに取り入れ、実施したところです。

(4) その他の対策

①ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業

青森県では、ナラ林をはじめとする広葉樹林の有効利用を推進し、林分の若返りを図るため、鱒ヶ沢町内で利用可能な広葉樹林の分布状況調査、広葉樹材を用いた木工品の試作・展示・アンケート調査等を実施するとともに伐倒・搬出作業データの集積及び伐採・育林マニュアルを作成中です。

②更新伐等への助成

令和2年シーズンの被害拡大を受け、被害の拡大防止が急務であることから、令和2年度11月補正において、被害拡大の危険性が特に高い深浦町及び鱒ヶ沢町で森林組合が実施する更新伐等実施への補助金（搬出材積：1,000円/m³）を新たに創設し、更新伐実施の促進を図ることで、令和3年シーズンの被害拡大の抑制に努めます。

(5) 令和3年度における被害対策

監視対策については、これまでと同様に地上と上空からの監視を継続します。

駆除対策は、被害発生初期である深浦町風合瀬地区以北及び弘前市をはじめとする新規被害発生6市町村では、被害木全量に対し伐倒又は立木くん蒸処理を実施して行きます。また、被害発生中期以降の深浦町轟木地区以南では、国有林と連携しおとり丸太法によるカシナガの誘引捕殺を実施するとともに、観光資源として重要な十二湖周辺については、くん蒸処理を実施して行きます。

(6) 青森県内国有林におけるナラ枯れ被害について

津軽森林管理署管内においては、職員による地上からの巡視とドローンを活用し、撮影した写真をもとに立枯木の調査を実施しました。また、青森県の防災ヘリコプターに同乗し、上空探査を行い、探査時に得た枯損木位置情報及び写真を基に現地調査を実施しました。

予防対策としては、令和元年度に引き続き、十二湖周辺の遊歩道沿いのミズナラ等90本に「ウッドキングDASH」の樹幹注入を予防対策として実施しました。

被害木の処理は2回に分けて実施することとし、被害木のうち深浦町(1,443本)、鱈ヶ沢町(44本)、弘前市(1本)及び西目屋村(1本)については、令和2年11～12月に伐倒くん蒸又は薬剤注入(立木くん蒸)による駆除を実施しました。

残りの被害木のうち、深浦町(3,968本)、鱈ヶ沢町(6本)、西目屋村(6本)については、カシナガが羽化脱出する前の令和3年6月中旬までに駆除実施予定をしています。

津軽森林管理署金木支署管内においては、森林官の巡視とドローンによる空撮を実施し、巡視の結果小泊地区においてナラ枯れによるものと思われる枯死木が発見されました。

森林総合研究所において分析を行った結果、ナラ枯れと判定されました。

被害木については、令和2年11月～12月に伐倒・くん蒸により駆除を実施しました。

なお、令和2年度シーズンにおけるナラ枯れ被害は、深浦町のほか弘前市・西目屋村・鱈ヶ沢町及び中泊町で新たに発見され、令和2年10月30日時点で14,266本となっています。

今後の予防対策としては、令和3年4月中旬頃まで巡視活動を強化して、被害木の早期発見と処理に努め、被害の拡大防止を図ります。

青森県マツ類及びナラ類の 伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

- マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）
- ナラ類 … ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ等）

留意事項の地域区分一覧

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
② 被害木等の市町村 外への移動	× 行わないこと	— 対象外	— 対象外
③ 被害木駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	— 対象外	— 対象外
④ 他県の被害地域 からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：深浦町、南部町※、つがる市◆、鱒ヶ沢町◆、西目屋村◆、弘前市◆、五所川原市◆、中泊町◆

B：鱒ヶ沢町※、八戸市※、三戸町※、五戸町※、新郷村※、鶴田町◆、青森市◆、今別町◆、外ヶ浜町◆、蓬田村◆、板柳町◆、藤崎町◆、田舎館村◆、大鰐町◆、平川市◆

C：AとBを除く県内18市町村

※マツ類のみ対象、◆ナラ類のみ対象

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。

被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力伐採を行わないようにしてください。

・ただし、4月～5月の間に伐採する際は、林外に搬出し5月中に活用してください。

② 被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木（枯れた木、衰弱した木を含む）には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

④ 他県の被害地域からの材の移動

他県においても被害が発生しています。被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

⑤ 枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林整備グループ	017-734-9513	青森市長島一丁目1-1
東青地域県民局地域農林水産部林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目10-3
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町4
三八地域県民局地域農林水産部林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田7
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0173-72-6613	鯉ヶ沢町大字舞戸町字鴨戸384-37
上北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町20-12
下北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目1-8

「青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」の対象区域



● 発 行 ●

青森県森林病虫害等防除センター

青森市松原一丁目16番25号 青森県森林組合連合会内

TEL 017-723-2657 FAX 017-723-1505

<http://www.aomori-pfau.or.jp/>

